（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年８月24日から平成22年９月14日までの22日間

４　処分の原因となった事実　以下⑴ないし⑶に記載の工事において、プレストレストコンクリート（以下「ＰＣ」という。）工事業を営む他の事業者と共同して、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成16年10月15日に同法第48条第２項の規定による勧告、平成16年11月18日に同法第49条第１項の規定による審判開始決定を受け、平成22年４月13日に同法第53条の３及び平成17年公正取引委員会規則第８号による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則第81条の規定による同意審決の申出を行い、平成22年５月26日に同意審決を受け、その審決が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

⑴国土交通省関東地方整備局の管内において、遅くとも平成13年４月１日以降、平成16年３月31日まで行っていた、国土交通省が関東地方整備局において一般競争等の入札の方法によりＰＣ工事として発注する橋梁の新設工事

⑵国土交通省（ただし、平成13年１月５日までは建設省。以下同じ。）近畿地方整備局（ただし、平成13年１月５日までは近畿地方建設局。以下同じ。）の管内において、遅くとも平成12年４月１日以降、平成15年12月３日まで行っていた、国土交通省が近畿地方整備局において一般競争等の入札の方法によりＰＣ工事として発注する橋梁の新設工事

⑶福島県の区域において、遅くとも平成13年４月１日以降、平成15年12月３日まで行っていた、福島県が条件付き一般競争等の入札の方法によりＰＣ工事として発注する橋梁の新設工事

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 23 日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成22年８月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東日本コンクリート株式会社　木口　秀光　宮城県仙台市青葉区中央１－６－30　国土交通大臣許可（特－20）第2918号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福島県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年８月24日から平成22年９月７日までの15日間

４　処分の原因となった事実　東日本コンクリート株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成13年４月１日以降、福島県が条件付き一般競争等の入札の方法によりプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事において、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成16年10月15日に同法第48条第２項の規定に基づく勧告を受けた。これを不服として応諾せず審判が行われていたが、同社は同意審決の申出を行い、平成22年５月26日に公正取引委員会から同法第53条の３の規定に基づき同意審決を受け、当該審決が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 23 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年８月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤木工業株式会社　代表取締役　藤木　章二　神奈川県川崎市幸区小倉1734　国土交通大臣許可（特－18）第19198号、大道産業株式会社　代表取締役　酒井　洋司　神奈川県川崎市中原区下新城１－３－11　国土交通大臣許可（特－18）第7577号、京浜メンテナンス株式会社　代表取締役　香田　正美　神奈川県川崎市宮前区平４－３－４　国土交通大臣許可（特－17）第18661号、生田建設株式会社　代表取締役　佐々木　汎　神奈川県川崎市麻生区王禅寺西１－30－26　国土交通大臣許可（般・特－21）第12094号、株式会社大山組　代表取締役　大山　廣晃　神奈川県川崎市中原区新丸子東１－827　国土交通大臣許可（特－19）第1376号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年８月24日から平成22年９月22日までの30日間、ただし大道産業株式会社については平成22年８月24日から平成22年10月22日までの60日間